

主な論点とさらに御議論いただきたい事項（案）

平成17年11月29日

1. 今回の信託制度見直しの考え方について

○ 今般、信託法については、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、新しい形態の信託の導入や受託者の義務の任意規定化等が検討されている。

一方、信託の引受けを業として行った場合には、信託業法が適用され、他の金融業態と同様に、取引の公正を確保し、顧客保護を図るため、信託業について参入条件や業務運営上の様々な義務が課されているが、信託法の見直しにあわせて信託業法の中でどういった点を見直していくべきか。

(更に御議論いただきたい事項)

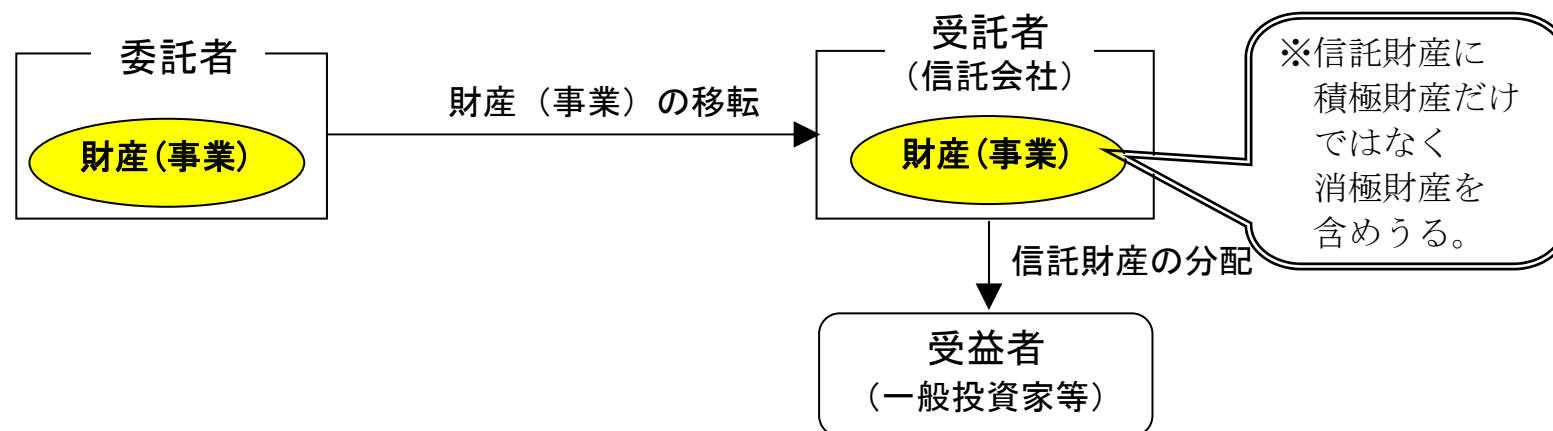
- (1) 新たなビジネスチャンスを認め、顧客のニーズに応じた柔軟な設計を可能とするため信託業法においても過剰な規制とならないようにするべきとの意見がある一方で、受益者等の顧客の保護に十分配慮するべきとの意見があったが、それぞれの観点を踏まえて、具体的な制度設計をどうするか。
- (2) 新しい形態の信託が認められる場合に、どこまで信託業法でカバーすべきか。「信託業」の概念整理が必要ではないか。

2. 新しい形態の信託について

(1) 信託設定時における消極財産（債務）の引受けについて

信託法については、信託設定時から委託者となる者が負担している債務を信託財産に属する債務として引き受けることを可能とし、いわゆる積極財産と消極財産（債務）の集合体である事業の信託も実質的に可能とすることが検討されている。

信託業法において、信託設定時からの消極財産（債務）の引受けを業として行うことについては、今後どのように取り扱うか。例えば、借入金資産を大幅に上回るような事業について信託を設定したり受益権を販売することも可能となるが、投資家保護の観点からどう考えるべきか。

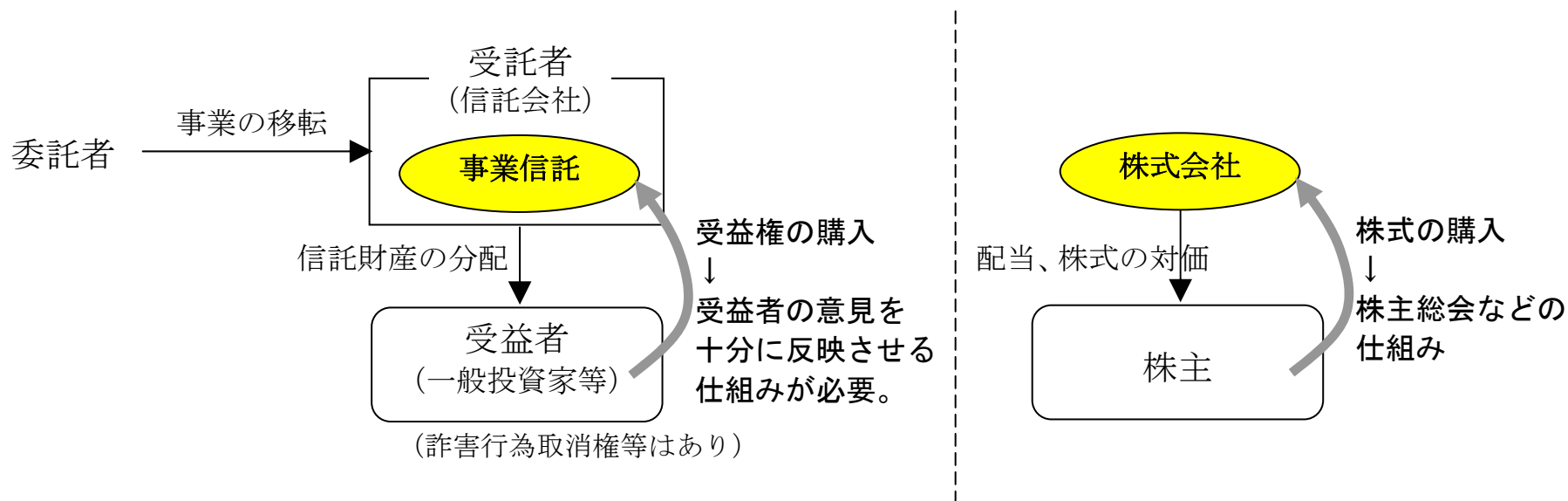


(例) 再生可能性のあるゴルフ場事業をゴルフ場運営会社から（信託することで）切り離し、ゴルフ場事業の継続を可能とする。

(更に御議論いただきたい事項)

- ① 信託法上、信託設定時から信託財産に属する債務の引受けを行ったり、債権債務の集合体としての事業の信託の引受けを行うことが認められるのであれば、信託業法上、それらを業として行うことについて、新たなニーズへの対応等の観点から認めることも可能ではないか。
- ② ただし、事業の信託が行われる場合には、受益者と信託勘定との関係は、株主と株式会社との関係に類似するとも言えることから、少なくとも信託会社が事業の信託の引受けを行う場合には、受益者の保護の観点から、例えば、事業運営上の重要事項の意思決定については、受益者の意見を十分に反映させる仕組みを求めべきではないか。

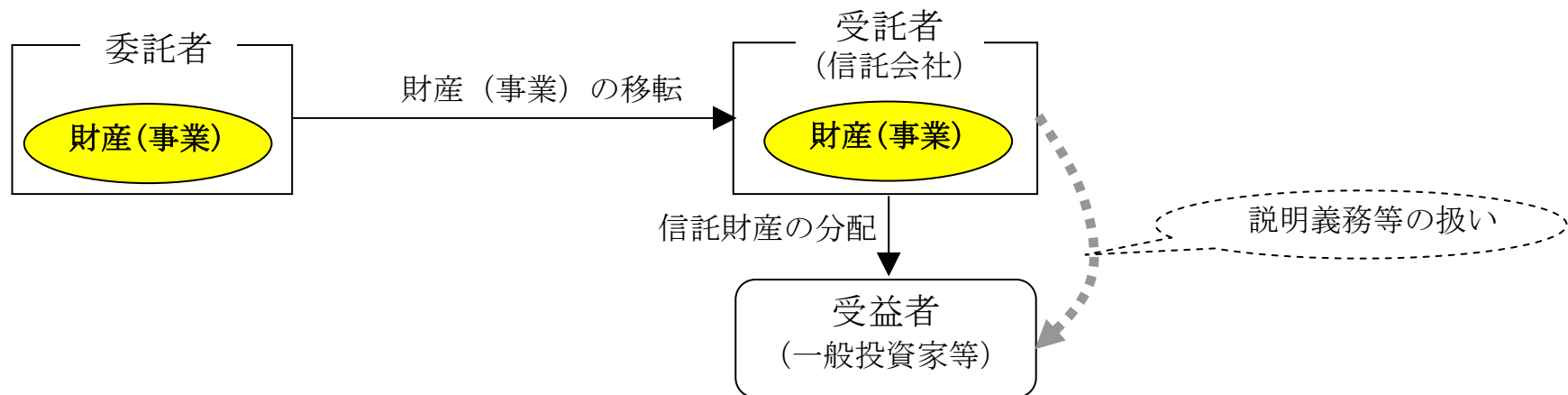
また、事業信託と株式会社のガバナンスの仕組みの違いについてどう考えるか。



③ また、設定時から消極財産（債務）が積極財産を上回るような信託の設定が行われる場合、受益者が出資した元本の額以上の損失を被る可能性があり、リスクの高い商品となることから、受益者保護のために特段の措置を講じることについてどう考えるか。

例えば、

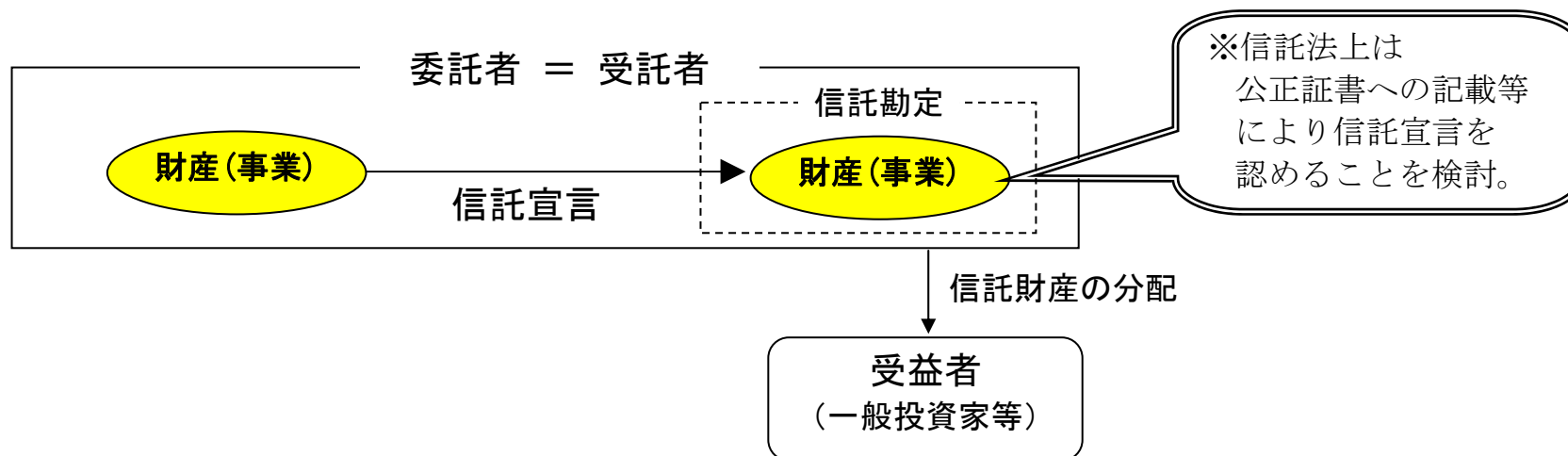
- (a) 信託受益権販売業者に信託財産の内容や事業計画などについて説明義務を課す
 - (b) 販売勧誘について一定の制限（不招請勧誘など）を課す
- ことなどが考えられるがどうか。



(2) 信託宣言について

信託法については、委託者が自ら受託者となるいわゆる信託宣言を認めることが検討されている。これについては、事業提携や資産流動化における活用可能性もある等の有用性が指摘されている一方で、通常の信託に比べて、信託財産の二重譲渡が容易に行われたり、第三者の検証がない信託の設定による信託受益権が販売される懸念があるとの指摘がある。

信託業法において、いわゆる信託宣言による信託設定を業として行うことについては、今後どのように取り扱うか。



(例) 金融機関が固有勘定でオリジネートした貸付債権を（信託宣言を行い、多数の投資家に信託受益権を販売することにより）流動化。

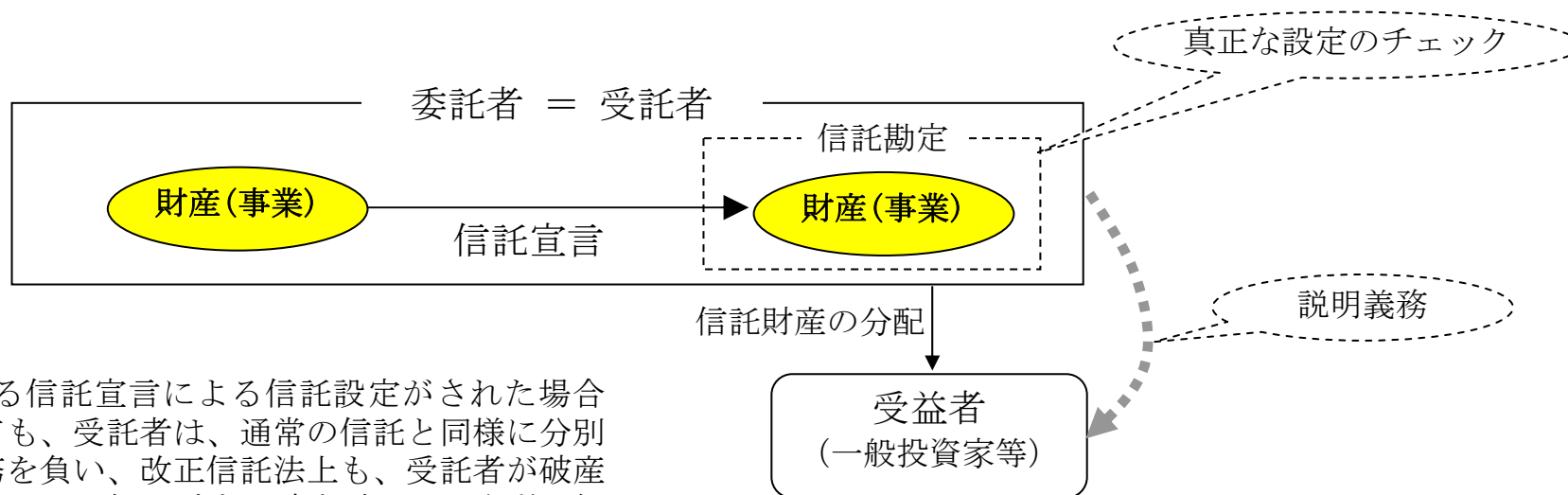
(更に御議論いただきたい事項)

- ① 信託法上、自己の固有財産を自ら受託者として信託設定（信託宣言）することが認められるのであれば、信託業法上、それらを業として行うことについて、新たなニーズへの対応等の観点から認めることも可能ではないか。

信託宣言については、設定後は受益者が受託者を監督するという点では通常信託と同様となるものの、そもそも事業目的で用いている海外事例も乏しく、信託財産の二重譲渡が容易に行われる懸念がある等との指摘もあることから、信託財産の受益者を保護するために特段のルールが必要ではないか。

例えば、

- (a) 信託受益権販売業者に信託宣言の内容について一定の説明義務を課す
- (b) 信託会社の内部で固有財産を信託財産とする信託の設定が真正になされたことのチェックを求めることなどはどうか。



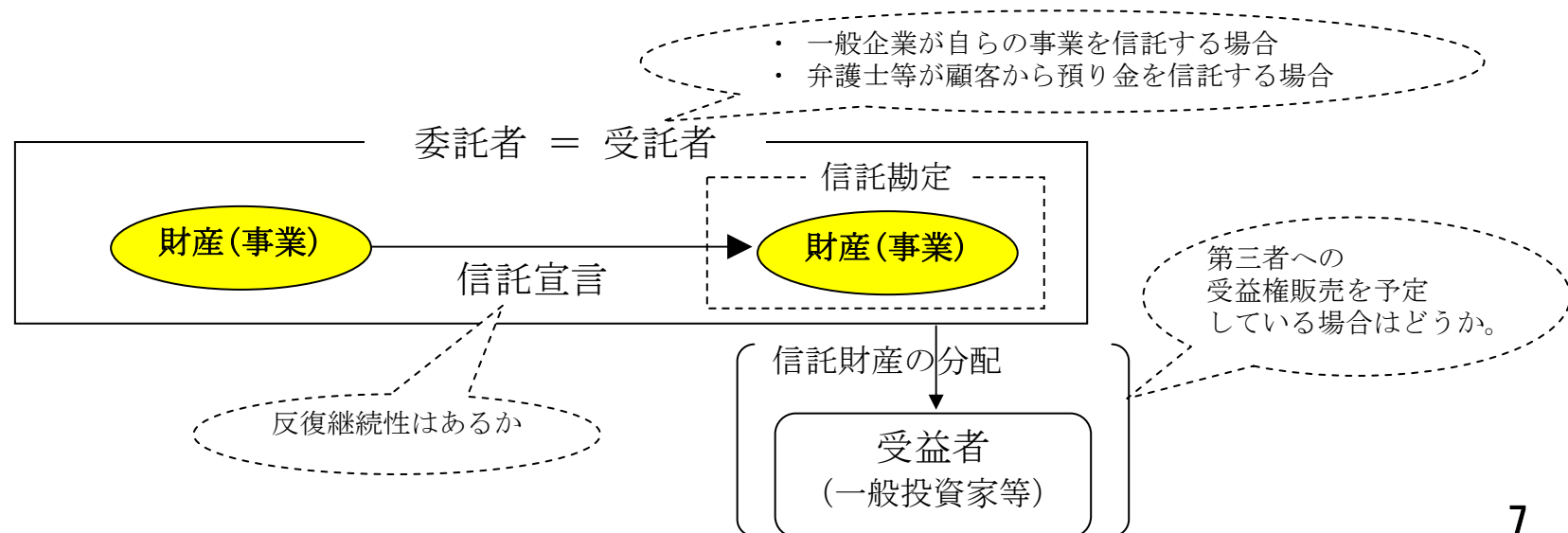
※ いわゆる信託宣言による信託設定がされた場合であっても、受託者は、通常信託と同様に分別管理義務を負い、改正信託法上も、受託者が破産した場合でも、信託財産は破産財団に属さず、信託財産が不当に処分されようとしたときは、受益者は取戻権を行使することができる。

② 一般的に、業とは反復継続して収支相償うよう行うことを言い、信託の引受けを反復継続して収支相償うよう行う場合は信託業に該当すると考えられるが、特に信託宣言により、自己の固有財産を信託財産とする者について、どういった場合を信託業と考えるべきか。

例えば、以下のそれぞれのケースについてはどうか。

- (a) 企業における一事業部門を信託宣言により信託設定する場合の当該企業
- (b) さらにその受益権を多数の投資家に販売する場合の当該企業（自らが有している債権の流動化を行うため、債権を信託銀行に信託する代わりに、信託宣言により信託設定）
- (c) 弁護士等が顧客からの預り金について、信託宣言により信託設定する場合

少なくとも、信託の引受け行為が1回しか予定されていないと考えられる場合や、信託引受けの費用等を受け取らない場合については、信託業と考えられないのではないか。

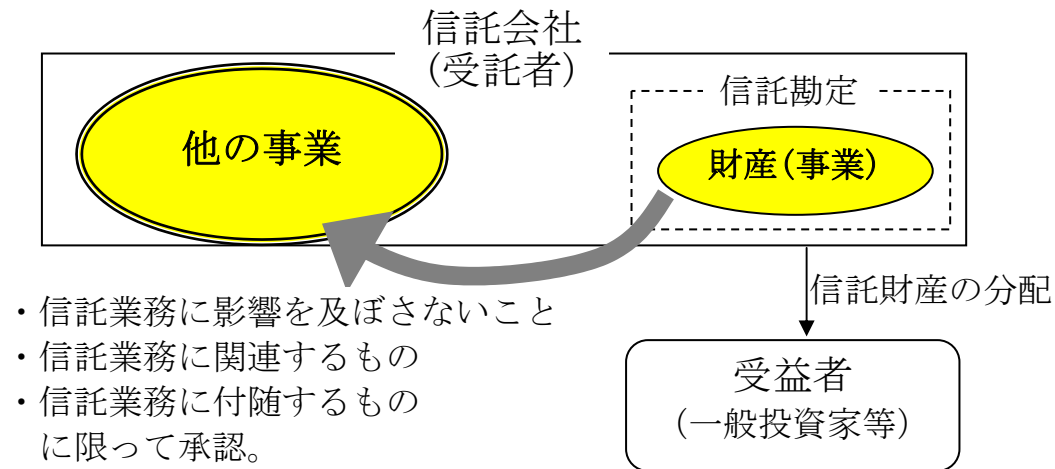


③ 例えば自己の債権を流動化目的で信託宣言することが信託業に該当する場合には、信託業法の兼業規制の対象となる。

現行信託業法では、信託会社が兼業を行う場合には、信託業務に影響を及ぼさない業務で、かつ、業務に関連し、付随するものに限定して承認される。

信託業は、信託会社への信頼に基づいて財産を信託し、財産の運用・管理を行って、顧客に実績払いをする形態であり、他業とのリスク遮断や信託業務への信頼の確保の観点からは、少なくとも他業の経営状況が悪化することにより、信託会社全体に悪影響が及び得るようなものは認められないものと考えられる。この点は、信託業において金融以外の事業等の信託が行われる場合についても同様と考えてよいのではないか。

こうした観点に加え、他の金融法令（銀行、保険会社等）とのバランスから考えても、今後とも現行信託業法の兼業規制の考え方は維持するべきと考えるがどうか。



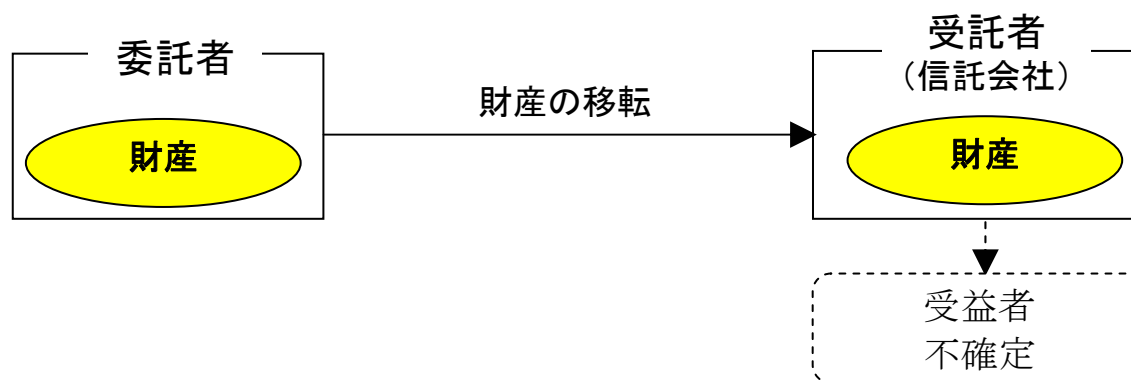
(3) 目的信託について

信託法については、現在、受益者の定めのない信託は公益目的の信託のみが認められているが、今回、公益目的以外でも受益者の定めのない目的信託を認めることが検討されている。これについては、公益に近い目的で受益者の存在しない信託に対するニーズに対応できるとの指摘があるが、信託業法において、公益目的以外の目的信託について、業として行うことについては、今後どのように取り扱うべきか。

(更に御議論いただきたい事項)

信託法上、受益者の定めのない目的信託の引受けが認められるのであれば、信託業法上、それを業として行うことについて、新たなニーズへの対応等の観点から認めることも可能ではないか。

ただし、信託会社が業として目的信託を引き受ける場合に、委託者の保護の観点から特段のルールは必要ないか。例えば、受託者を監視する受益者がいないことを踏まえて、委託者の監督権限を強めるような措置は必要ないか。



(例) 自らの出身大学等に特定の研究のために使われることを目的として、ある特定の財産を受託者に信託。

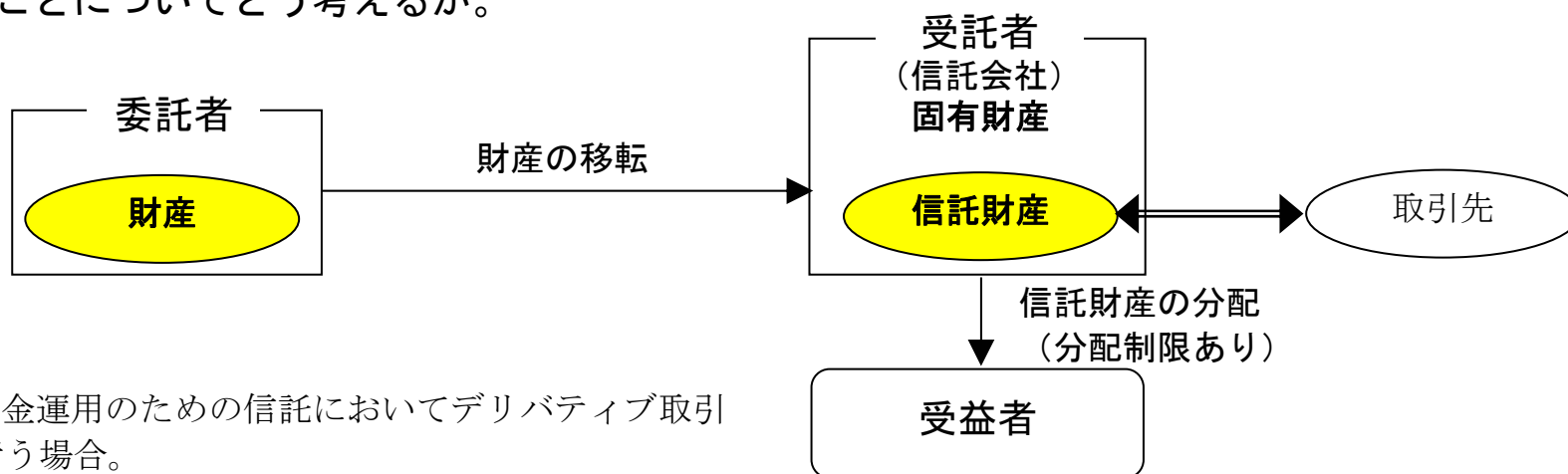
(4) 限定責任信託について

信託法については、現在受託者の固有財産も責任財産となることが原則とされているが、今回、責任財産が信託財産に限定され、受益者への財産分配規制が課される限定責任信託を制度上認めることが検討されている。これについては、受託リスク軽減の観点から信託の利用可能性が広がるとの指摘があるが、信託業法において、限定責任信託について、業として行うことについては、今後どのように取り扱うべきか。

(更に御議論いただきたい事項)

信託法上、取引先に対する責任財産が信託財産に限定され、受益者への財産分配規制が課される限定責任信託を設定することが認められるのであれば、信託業法上、それを業として行うことについて、新たなニーズへの対応等の観点から認めることも可能ではないか。

ただし、信託会社が業として限定責任信託を設定する場合に、受益者の保護の観点から特段のルールは必要ないか。例えば、限定責任信託であり受益者への財産分配規制が課される旨の説明義務を課すなどの措置を講じることについてどう考えるか。



(例) 資金運用のための信託においてデリバティブ取引を行う場合。

3. 受託者等の義務について

(1) 善管注意義務について

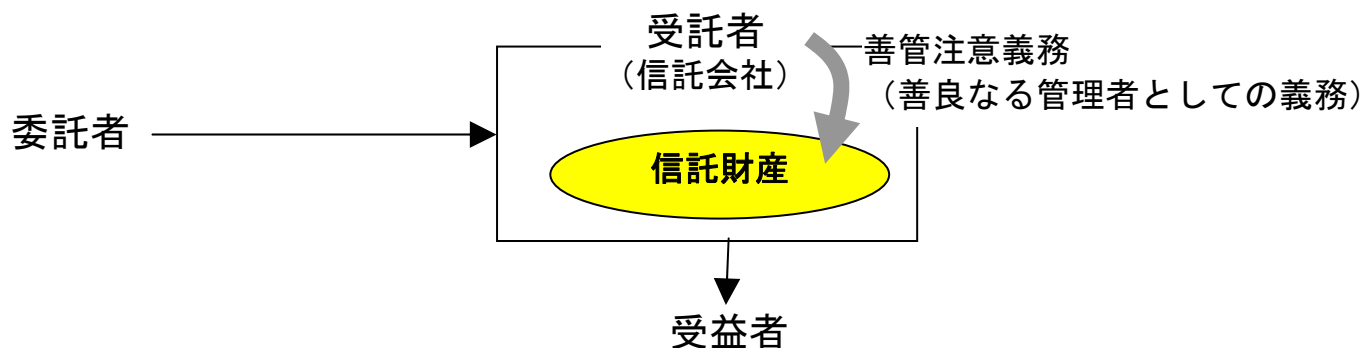
信託法については、委託者・受託者間の契約によって、受託者の善管注意義務を軽減することを可能とすることが検討されている。

現行信託業法では、受託者（信託会社）と顧客の交渉力格差等にかんがみて、顧客保護の観点から、善管注意義務を一律に課しているが、これをどうするか。

(更に御議論いただきたい事項)

善管注意義務は、委託者からの信託に基づく法律関係という信託の本質に基づき、受託者が信託事務処理を行うにあたって当然必要とされる注意義務の基準であるが、信託会社と顧客の間で信託会社の善管注意義務の契約による軽減を認める場合、例えば、信託契約上、信託会社が信託事務の遂行にあたり軽過失があっても免責することなどが認められる。

しかし、信託会社と顧客の間の交渉力・情報量の格差等にかんがみて、顧客保護を十分担保するために、信託会社には善管注意義務を一律に求めるべきではないか。



(2) 分別管理義務について

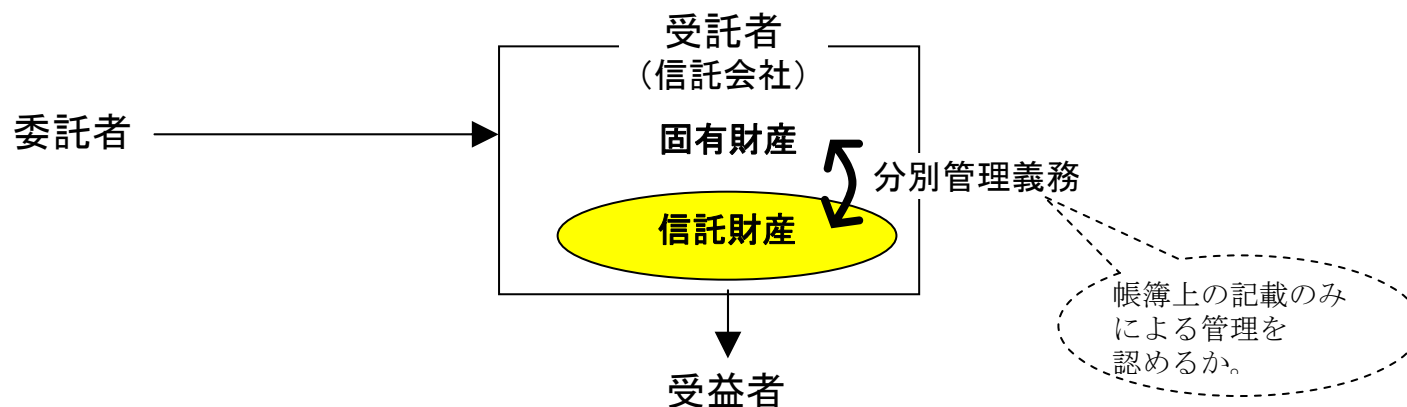
信託法については、委託者・受託者間の契約によって、動産・有価証券等について帳簿上の記載のみによる管理を認めることが検討されているが、信託業法上はどのように取り扱うか。

※ 現行信託業法では、現行信託法において一律に分別管理義務が課されていることを前提として、受託者（信託会社）に分別管理義務を適正に遂行するための体制整備を求めている。

(更に御議論いただきたい事項)

分別管理義務は、信託財産の倒産隔離機能を確保し、受託者が忠実義務を履行する（信託財産に損害を与えたり利益相反行為を行うことを防ぐ）観点から極めて重要で、信託の本質をなす規律である。

こうしたことを前提としても、信託会社における分別管理義務のうち信託勘定の動産・有価証券等については、受託コストの軽減や受益者の実質的な利益の確保の観点から、物理的分別の代わりに帳簿上の記載のみによる管理を認めることも考えられる。この点、財産が滅失した場合には固有財産・信託財産ともに損失を按分することとなる（物理的分別の場合には信託財産の毀損状況次第）が、帳簿上の記載のみによる管理を行わせることについてどう考えるか。



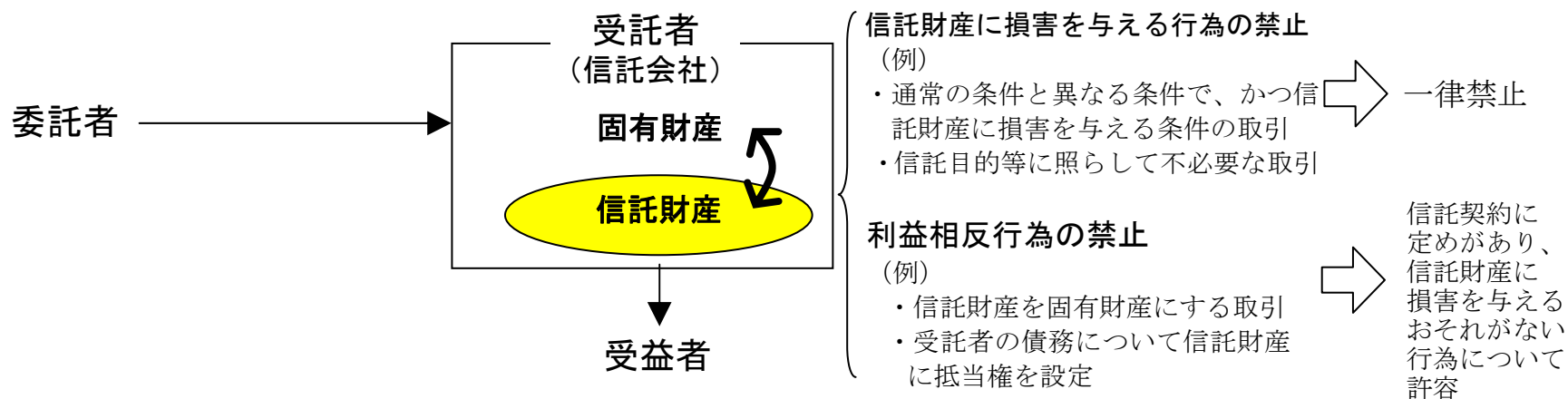
(3) 忠実義務について

信託法については、委託者・受託者間の契約や受益者の同意によって、忠実義務を解除することを認めることが検討されている。

現行信託業法では、受託者（信託会社）と顧客の交渉力格差等にかんがみて、顧客保護の観点から、信託財産に損害を与える行為を禁止する忠実義務については、受託者（信託会社）に一律に課しているところであるが、これをどうするか。

(更に御議論いただきたい事項)

- ① 忠実義務は、受託者の権限濫用を防止するものとして信託の根幹をなすものであることから、現行信託業法上、信託目的等に照らして不必要な取引や、通常条件と異なる条件で信託財産に損害を与える条件での取引については、顧客保護の観点から一律禁止しており、今後ともこれらについては現行の仕組みを維持することが適当と考えられるがどうか。
- ② 現行信託業法上、忠実義務のうち利益相反行為の禁止については、信託契約等に定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがないものについては免除が認められているが、この要件の認定が難しいので、より明確化するなどの工夫が必要との考え方についてどう考えるか。



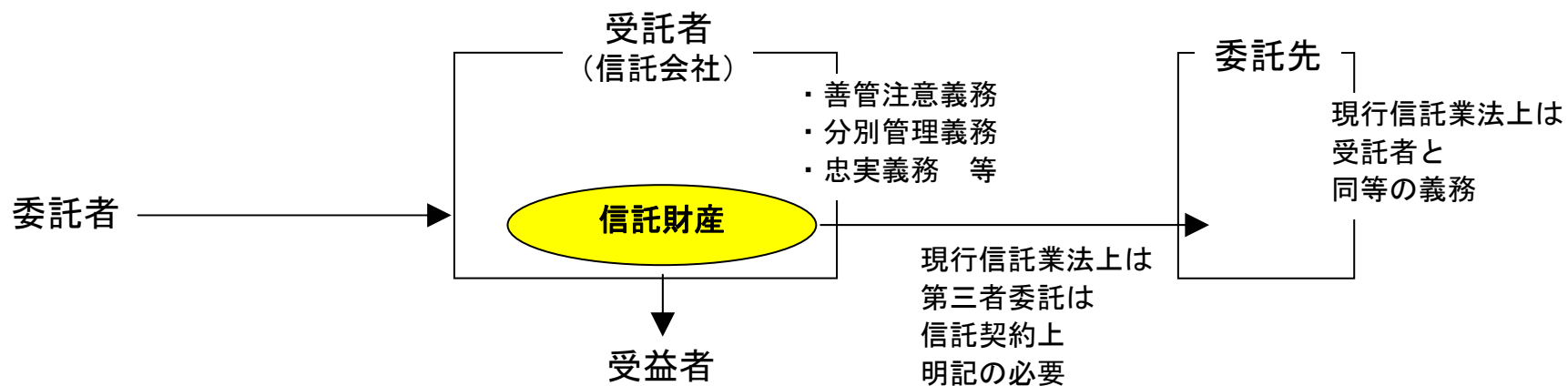
(4) 信託業務の委託について

○ 信託法については、信託契約に定めがなくとも、受託者が信託事務を第三者に委託することが信託目的に照らして相当である場合は、第三者への委託を認めることが検討されている。

現行信託業法では、受託者（信託会社）による業務の第三者への委託については、顧客が不測の損害を被ることを防ぐため、予め信託契約上、委託する業務内容や委託先、委託先の選定基準等を明らかにすることを求めているが、これをどうするか。

○ 信託法については、信託事務を委託された第三者は、原則として受託者と同様の義務・責任を負わずに委託契約上の取扱いに委ねることが検討されている。

現行信託業法では、受託者（信託会社）から業務を委託された第三者についても、業務の適正な遂行を確保するため、受託者と同様、善管注意義務や忠実義務等を課しているが、これをどう考えるか。



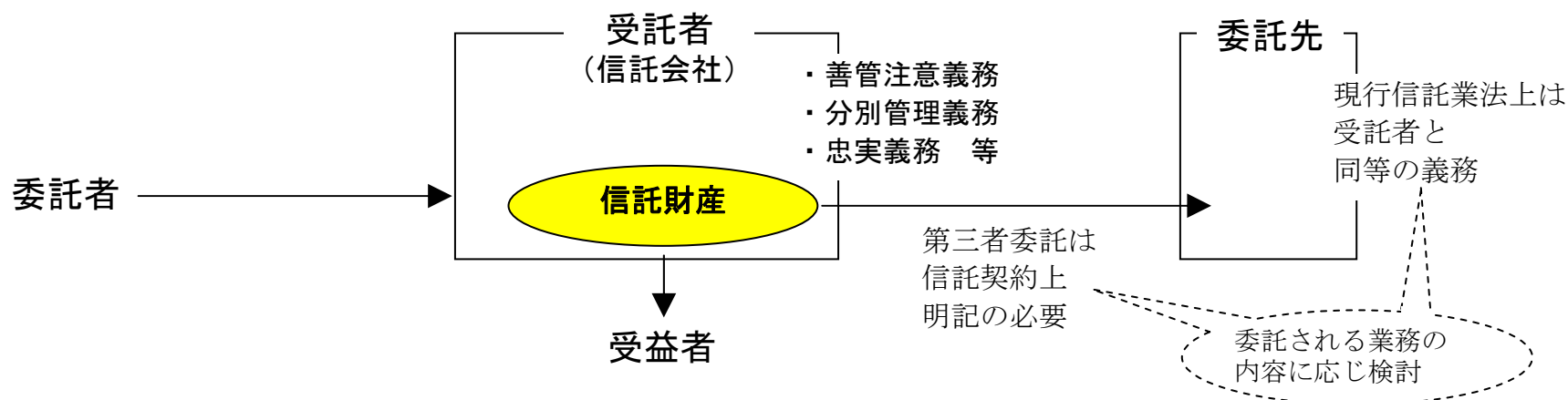
(更に御議論いただきたい事項)

- ① 現行信託業法では、委託先についても受託者と同様、善管注意義務や忠実義務等を課しているが、これは信託会社への信頼に基づいて顧客が財産を信託し、信託会社が財産の運用・管理を行って、顧客には原則実績払いをする信託業の本質に基づくものと考えられる。一方で、委託先の義務については、損害賠償ルールによって最終的に受益者保護が担保されているからそれで十分であり過重な義務付けであるとの指摘、受託者同様の義務が課されることにより委託コストが嵩む(※)との指摘もあるが、どう考えるか。

(※) 例えば裁量性の少ない業務についても、委託先が忠実義務を負うので、受託者は予め利害関係者との利益相反行為がないようチェックしなければならず、さらに違反については罰則が課されることもあり、委託コストが嵩むとの指摘がある。

- ② こうした信託業の特性と、実務上の要請をあわせ考えた場合に、具体的には、

- i) 少なくとも、信託財産の運用や保管を委託されている場合など、委託された業務内容が信託財産(受益者)に与える影響等から見て、信託事務の一部を委託された第三者が実質的に受託者と同様の役割を担っていると考えられる場合には、委託先に信託会社と同様の義務を課すべきと考えられるがどうか。
- ii) 財産の運用・保管には該当しないが、例えば、土地信託におけるテナント募集・賃料收受や、金銭債権信託における回収業務といった管理行為の委託先についてはどういう取扱いとすべきか。
- iii) 一方、運搬・清掃等、信託業務に付随する定型的な業務を委託された第三者については、受託者と同様の義務を課すことまでは必要ないのではないか。

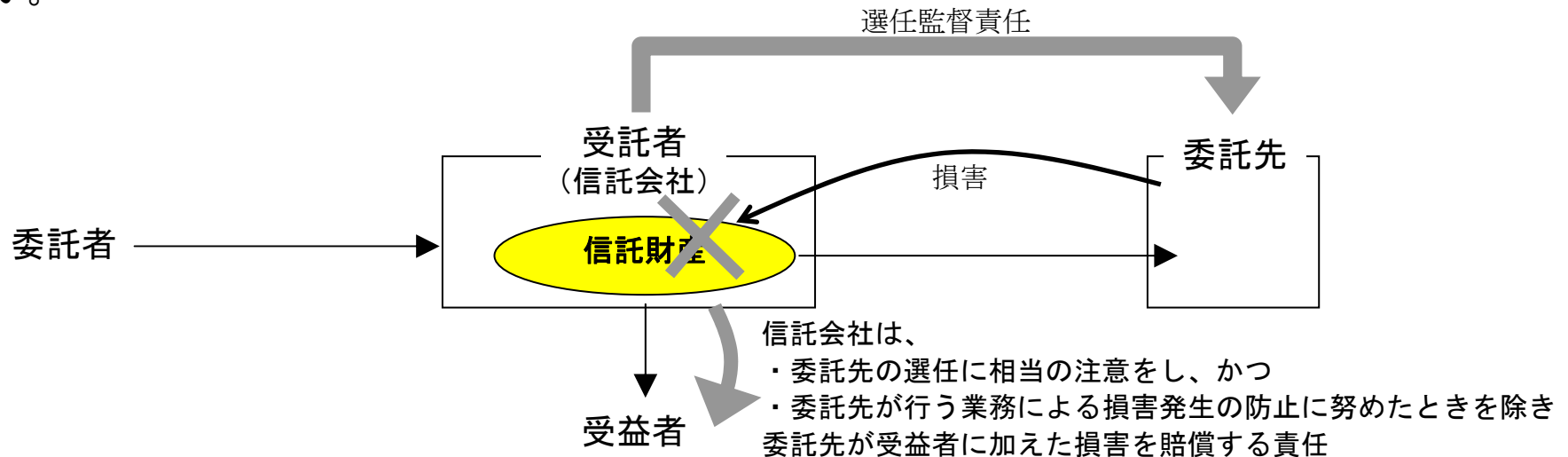


③ 現行信託業法では、業務の第三者への委託については、予め信託契約上明記することを求めているが、簡易な業務の委託まで、予め契約上明記することを求めることにより、受託者（信託会社）の効率的な事務を阻害しているとの指摘もあるがどう考えるか。②と同様に、委託される業務の内容に応じて検討することが考えられるかどうか。

④ 信託法については、善管注意義務の任意規定化にあわせて、信託会社の委託先に対する監督責任を、信託契約等によって軽減することを認めることが検討されている。

現行信託業法は、信託会社が、委託先の選任に相当の注意をし、かつ、委託先が行う業務による損害発生の防止に努めたときを除いて、委託先が受益者に加えた損害を賠償する責任を信託会社に課しているが、この損害賠償ルールは、信託財産に損害が発生した際の受益者保護を最終的に担保する仕組みであり、今後とも受益者の保護の観点から、基本的には、これらの損害賠償義務や選任監督責任の軽減を認めるべきではないと考えられるかどうか。

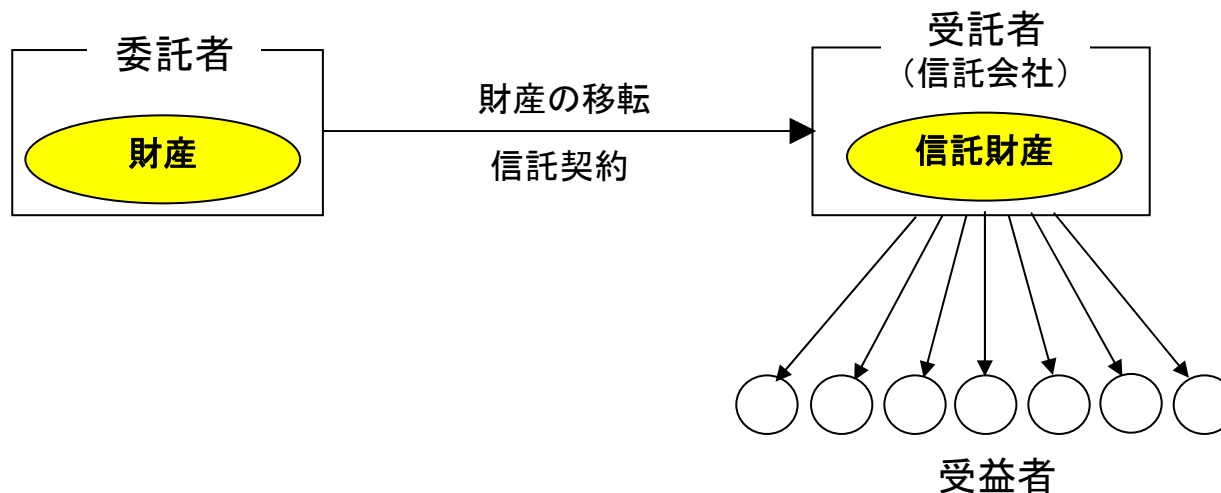
ただし、委託者・受益者が委託先を選任した場合については軽減を認めてよいとの指摘について、どう考えるか。



4. その他の論点

○ 信託法については、受益者の意思決定について信託契約の定めにより、例えば受益者のうちの一人や受託者に委ねることも可能とすることが検討されている。

現行信託業法上は、信託契約の内容の変更については、受益者全員の同意を得ることが前提となっているが、今後は受益者の同意についてどう考えるか。



参 考 资 料

2. (1) 信託設定時における消極財産（債務）の引受けについて

- ① 信託効力の発生時における債務の引受けを認めることによって包括的な事業を対象と信託設定をする事業信託が可能となり信託の活用範囲を広げるものであり、社会的資源の活用手段の多様性の観点から望ましい。(全銀協、法律事務所等)
- ② 事業の信託が可能となることにより、企業が特定の事業部門を切り離して信託することができるようになるなど、事業の取組み形態のバリエーションが広がる。(日本貿易会)
- ③ 信託設定後においては、債務引受により委託者が負担していた債務を信託債務として引き受けることが可能であるから、信託設定の段階で認めても問題ない。(大阪弁護士会、大阪信託実務研究会)
- ④ 事業のような複雑な権利関係を生じるものは、権利関係が明確な法人を用いるのが好ましいため、事業信託を認める必要性はないのではないか。(第二東京弁護士会)
- ⑤ 純資産額がマイナスの信託の設定は認めるべきではない。(第二東京弁護士会)

2. (2) 信託宣言について

- ① 社内ベンチャーを推進する場合、コストを掛けて会社を設立せずに柔軟に実施できるとともに、資金調達の容易化等が可能となる。(経団連)
- ② 事業資金の調達や他企業との提携等の際、信託宣言の手法を活用すると、事業部門の関する権利関係の主体を変更せずに済む。(経団連)
- ③ 信託宣言により、小ぶりのプロダクトの組成が可能となることが想定される。さらに、信託報酬もセーブできることとなり、受益者にとってもメリットがあると考えられる。(個人)
- ④ 信託宣言を行ったかどうか不明確であるというのであれば、公正証書の作成を効力発生要件とすれば足りる。(法律事務所)
- ⑤ 信託は、受益者の利益を図ることを目的とし、受託者自身は固有の利益を有しないことを前提とするものである以上、契約当事者である委託者と受託者との利害対立によって公正さが担保される構造にはなく、委託者の単独行為で設定し得るからといって、委託者と受託者の契約で設定される倍に比して不公正な行為が特に懸念されるというものではないと考えられる。(事業再生研究機構)
- ⑥ 信託宣言では、財産移転を行わずに信託設定がなされてしまうため、例えば資産流動化業務の場合、委託者自身で委託・受託・受益権販売を行うことが可能となり、第三者の検証なしに信託による資産流動化が可能となってしまう、不正な取引に利用される蓋然性が高いのではないか。(筑波大)
- ⑦ 資産流動化が盛んに行われている米国においても、流動化のオリジネーターが自らの資産について信託宣言する形態は所有権の移転がなく、受益者保護が図られない等の理由から、一般的には利用されていない。(信託協会、筑波大)

2. (3) 目的信託について

- ① 目的信託は、法人や財団の設立に比べて、簡易に設立できるものであり、市民活動やボランティア活動の受け皿としての機能が期待される。(法律事務所)
- ② 不動産流動化における倒産隔離方法として中間法人制度などが活用されているが、目的信託は、より安定的・簡便な倒産隔離スキームとなることが想定される。(不動産協会)
- ③ 目的信託の導入により、長期間誰にも処分できない財産が作り出されるという弊害や受託者の監督を十分できない可能性もある。(大阪信託実務研究)

2. (4) 限定責任信託について

- ① 民間ビジネスの現場においては、債権債務関係について、出資者・所有者の有限責任性を確保しつつ、内部関係者間の意思決定プロセスなどについては柔軟性を持つ組織により、事業を実施したり、投資するニーズが高まっているが、限定責任信託はこのようなニーズを満たすものである。(経団連)
- ② 限定責任信託が、法人代替の利用を前提とする信託類型の創設ということであれば、そのような信託のディスクロージャーについての一般的な整備が必要ではないか。(筑波大)

3. (1) 善管注意義務について

- ① 資産流動化案件では、信託がビークルとして用いられており、受託者に厳格な善管注意義務を課すことは適当でないケースが考えられることから、善管注意義務を任意規定化することは、柔軟な信託の組成を可能とした実務のニーズに合ったものと考えられる。(信販協会、証券化協議会)
 - ② 善管注意義務につき任意規定化する場合においては、例えば、「信託の本旨に反しない限度において」任意規定化するなど、相当の配慮をすべきである。(日弁連)
 - ③ 民事信託を想定すると、信託行為に別段の定めをおくことにより受託者の義務を軽減することを許容されてよいと考えるが、一方、信託会社が受託者として信託業を行うに際して、善管注意義務の軽減を認めることは適当でない故、信託業法における善管注意義務の強行法規性は維持されるべきである。(第二東京弁護士会)
- ※ この他、法制審議会の議論においては、善管注意義務については、過失の程度の軽減の問題のほかに、義務の範囲の問題もあるとの指摘がなされている。
(例：受託者が知的財産権の管理を行う場合に、中国における知的財産権の侵害までチェックすることはもともとの善管注意義務の範囲に含まれないものとされる場合が多い。)

3.(2) 忠実義務について

- ① 私的自治の観点から、受託者の忠実義務を任意規定化することは賛成。(法律事務所)
- ② 自己取引や信託財産間の取引であっても、市場価格での取引については、一義的に「受益者の利益を害しないことが明らか」であると考えてよいのではないか。(日銀、証券化協議会)
- ③ 受託者に対する信頼関係を基礎とする信託の本質に照らすと、忠実義務を一切免除するようなことは許されないものとすべきである。(日弁連、第二東京弁護士会、法律事務所)
- ④ 禁止の例外のうち「信託行為にその行為を許容する旨の定めがある場合」については、許容される行為の具体的な定めがあり受益者の予見可能性が実質的に確保されていること、また、「受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき」については、受益者が重要な事実について十分な理解の下で承諾したことを必要とすべきことを明文で明らかにすべきではないか。(日弁連)

3. (3) 分別管理義務について

- ① 信託財産について分別管理をなすことは、信託財産の倒産隔離機能を確保する観点からも、受託者の忠実義務の履行を確保する観点からも極めて重要であり、信託の本質をなす規律である。信託財産の効率的な管理又は処分等の観点からは、分別管理義務を緩和するニーズが指摘されているが、かかるニーズを考慮しても、信託行為による別段の定めは無制限に認められるべきではないし、信託行為の定めにより、帳簿上の管理で許容するとされた場合でも、信託財産に不足が生じたときには、物理的な分別が行われなかったことに起因する場合を含めて、善管注意義務となるべきことを明文上規定すべきではないか。(日弁連)
- ② 信託財産の管理を受託者が第三者に対して委託した場合において必要とされる分別管理の態様を整理する必要があるのではないか。(法律事務所)
- ③ 券面のある有価証券については、日本銀行、証券保管振替機構、証券会社や海外カストディアン等を利用することがスタンダードとなっており、その場合、有価証券は混蔵寄託されることが通例であり、分別管理を求めることは現実的ではないのではないか。(信託協会)

3.(4) 信託事務の委託について

- ① 受託者による自己執行を前提とはせず、信託事務の内容に応じて適切にアウトソースすることが許されることとなるのは、極めて妥当である。もっとも、あわせて信託業法の見直しを行わないと、今回の信託法改正（任意規定化）の利益が受けられない。（長島・大野・常松法律事務所、証券化協議会、信販協会、日立キャピタル、筑波大、西村ときわ法律事務所）
- ② 各業態・職種においてその行為やライセンス制度がある場合、それらが業として行っている職務について「信託事務」と考えるのは、過度な二重規制になると考えられるがどうか。（野村証券）
- ③ 委託先に受託者と同一の責任を課す規定の削除については、一般的な民事信託の場合はそのとおりだと考えるが、商事信託とりわけ資産流動化等の場面では、受任者が高度な裁量権を有し、実質的には受任者が信託の運営に重要な役割を果たしている場合もあり、そのような場合には受託者と同様の義務を負うことが相当な受任者もいるものと考えられる。（日弁連、第二東京弁護士会）

(参考2)「業」の概念にかかる法令上の用例、主な学説

○「信託業」とは、信託の引受けを行う営業をいう。(信託業法第2条)

※ (信託業法にいう)「営業」とは、営利の目的をもって、反復継続して行うことと解されているというふうに考えております。その場合の営利の目的とは、少なくとも収支相償うことが予定されていることと解されているというふうに考えております。(平成16年11月10日 衆議院財務金融委員会における政府参考人答弁)

○「営業」の概念 (商法上の考え方)

- ・ 「営業」とは、「営利の目的」をもって、「反復継続して行う」ことをいう。このうち、「営利の目的」とは、利益を得ることを目的とすることをいい、資本的計算方法のもとに、少なくとも収支相償うことを目的とすれば足り、實際上利益が得られたかどうか、その得た利益の使途如何は問わないとされている。また、「反復継続」することは、ある期間継続する意図でなされる必要があるが、その期間は必ずしも長期間にわたることを要せず、計画的になされる限り、計画に属する最初の行為が行われれば、多数の行為の反復実現がなくとも営業となる。
(鴻常夫著「商法総則」)
- ・ 「営業」とは、「利益を得る目的をもって、一定の計画に従い、同種の行為を反復継続して行うこと」をいう。
(大隅健一郎著「商法総則」)
- ・ 「業とする」というのは、「営業とする」ということであり、営利の目的で同種(数種でもよい)の行為を継続的・計画的に行うことをいう。営利の目的がある以上、この目的が現実実現するか否か、得た利益をいかなる目的で使うか、得た利益を生活の財源となるかを問わない。また、同種の行為の継続期間は問わず、同種の行為が既に継続されていることを必ずしも問わない。(上柳克郎・北沢正啓・鴻常夫編「新版商法総則・商行為法」)

- 他法においても、「業」とは、反復継続の意思をもって行った行為とされ、さらに、営利性・有償性を求める場合もある。

(宅地建物取引業法)

- ・ 「業として行う」とは、不特定多数の者を相手方として反復または継続して行うこと、もしくは反復または継続して行う意思をもって行うことをいう。「反復または継続」の判断は個々具体的に行われるべきであり、必ずしも実際に反覆して取引が行われていなくとも、常時看板を掲げて営業している旨を表示しているものは継続して行為をしているとみるべき。(出典：明石三郎他著「詳解宅地建物取引業法」)

(所得税法)

- ・ 「事業」とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務をいう。(平成10年4月30日東京地裁判決)

(貸金業法)

- ・ 「業として行う」とは、反復継続して社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものである場合を指すものと解される。判例では、反復継続の意思をもって行為をすれば足り、必ずしも報酬利益を得る意思や、それを得たことは要しないし、相手方が不特定多数の者であることを要しない。
(出典：財団法人大蔵財務協会「貸金業のすべて」)